

資料一覧

資料 1 山形県指定有形文化財の指定解除について（諮問）

資料 2 山形県指定有形文化財の名称変更について（諮問）

資料 3 令和 4 年度文化財保護行政の概要について

資料 4 山形県立博物館の移転整備について

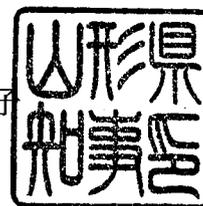
参考資料 1 今後の指定等の在り方について

参考資料 2 山形県文化財保護審議会の一年間の流れ

文活第694号
令和4年9月6日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村美栄子



山形県指定有形文化財の指定解除について（諮問）

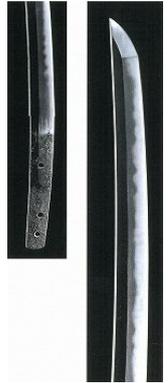
このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第36条の3（1）の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

種別	名称	員数	旧所有者
工芸品の部	脇差 銘則房	1口	渡会 俊正

県指定有形文化財の指定解除

種 別	工芸品の部		
名 称	わきざし 脇差 めいのりふさ 銘則房	員 数	一口
旧所有者	個人		
旧所在地	同上		
指定年月日	昭和 37 年（1962 年） 4 月 6 日		
概 要	<p>鑄（しのぎ）造、庵（いおり）棟、反り浅く中鋒（ちゅうぎつさき）。鍛（きたえ）は小板目肌よくつみ、乱れ映りよく立つ。刃文は丁子（ちょうじ）乱れ、蛙子（かわずこ）・大房（だいぼう）丁子・互の目交じり、足・葉（よう）よく入り、匂（におい）深く、処々に小沸（こにえ）つき砂（す）流しかかり、金筋入る。帽子は乱込み、表小丸、裏尖りごころに僅かに返る。</p> <p>茎（なかご）は磨（すり）上げ、先栗尻、鑪（やすり）目勝手下り、目釘穴 3、茎先に、棟に寄せて大振りの二字銘あるが、「房」の字やや朽込む。華やかな丁子を得意とした片山一文字派のなかでも華麗な則房の作である。</p> <p>ちなみにこの脇差は、小太刀（こだち）と称されるべきものである。</p> <p>鎌倉中期（長さ 54.5 cm、反り 1.2 cm）</p>		



文活第694号
令和4年9月6日

山形県文化財保護審議会長 殿

山形県知事 吉村美栄 子



山形県指定有形文化財の名称の変更について（諮問）

このことについて、下記のとおり山形県文化財保護条例第36条の2の8の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

種別	変更前の名称	変更後の名称	員数	所有者
工芸品の部	鑄鉄草本文透釣燈籠 天文廿四年六月吉日石 垣出雲俊吉の銘がある	鉄製種子花鳥文透六角 釣燈籠	1対	宗教法人本山慈 恩寺

寒河江市の文化財解説

テキスト 第2集

1972

内容目次	序	文化財	
	有形	文籍	の部
	書	芸誌	の部
	工	古	の部
	地	資	の部
	考	料	の部
	建	造	の部
	史	跡	の部
	天	然	の部
	無	形	の部
		文	の部
		化	の部
		財	の部

寒河江市教育委員会
寒河江市文化財保護委員会

(6) 鑄鉄草木文透彫釣燈籠 1対 県有文 慈恩寺 本堂

本堂内陣の宮殿前に吊ってある1対の燈籠は高さ、39.4匁、火袋六角、藤、竹、松、牡丹と弥勒菩薩の種子の透彫で、金箔押し、地方色豊かな珍しい作品である。銘に

天文廿四年乙卯六月吉日 六十才

谷地大工石垣出雲俊吉作之

とある。昭和39年3月県有形文化財に指定された時表題のように「鑄鉄草木文透彫釣燈籠」という名称が与えられたが問題は「鑄鉄」にある。鉄の鑄物という見方は何うも納得がゆかない。笠の部分を見ると打って鍛えたものであり、火袋も、脚もみなそうである。「鍛鉄製」というにふさわしい。それは作者の石垣出雲俊吉は刀工月山であるからである。刀工なるが故に鍛えられたものなのである。

出羽寒河江荘に住した刀工で月山の銘を切ったものが、南北朝から室町末期までに居たようであるが、特に室町末には寒河江、谷地に住した刀工が相当数あったようである。銘に「月山谷地俊吉」もその一人である。西川町石田の長登寺に納めた燭台の銘は、

天文七年二月五日

大工谷地之住人俊吉作

とあるからこの釣燈籠の作者と同一人である。

又谷地の和田幸右工門氏蔵の太刀の銘には「月山谷地之住人 俊吉作」とある。

国の重要文化財に指定されているこの種のものに「天文十九年」在銘のものがあるが、5年後の地方作品として貴重なものである。

(7) 鑄鉄仏餉鉢 一口 県有文 慈恩寺 本堂

慈恩寺弥勒堂に奉納されたこの仏餉鉢は直径55.5匁高さ31.2匁、3脚付で、慶長十一年丙午四月八日 谷地住人

と陽刻してある。慶長末年頃の旧寺司文書に次のような記事がある。

白岩筑前殿百十二文の御はとう物とり申候、又屋ちいもうぢ弥勒へはちを納申候時百二十文御はちに入為参候もとり申候

この記事の中の「はち」とはこの鉢のことを指している。慈恩寺ではこの鉢を

洗米鉢といっているが、この鉢に入れたのは、はとう物、はとを物、はとう錢、はつを錢などといったらしく初穂錢のことである。

鉢は姿がよく落ち着いた感じを与え、文字も仲々雄健である。脚部の鬼の彫刻も簡素ですぐれている。口縁部の二条の線と中央の二条の線も全体を引締めている。

前文の「やちいもうぢ」は鑄物師の転訛したことばであるから当地の谷地の冶金の発達がすぐれたものであったことを物語る。

(8) 鑄鉄仏餉鉢 3口 市有文 平塩 熊野神社

平塩熊野神社に奉納された永祿在銘の仏餉鉢は3口ある。直径42.4匁、深さ14.3匁、高さ、20.3匁3脚付で、上縁部に2条、そのやや下に3条、底辺部に2条の隆起の線を施し、素朴で力強い、作柄である。

内部にある銘は陽刻されたものであるが、鑄出技術が進んでいなかったため逆に陽刻された。

文字は

九まのゝ八

永祿十年

ひのとの卯

九月十八日

山さきの

すけえもん

とよまれる。山さきは山崎のことで山崎の楯があった。

寒河江大江氏を中心とした周辺の守りのために伏熊、山崎、長崎と並んだ楯があった。この鉢は山崎助右工門とあるから恐らく山崎の楯主であったであろう。

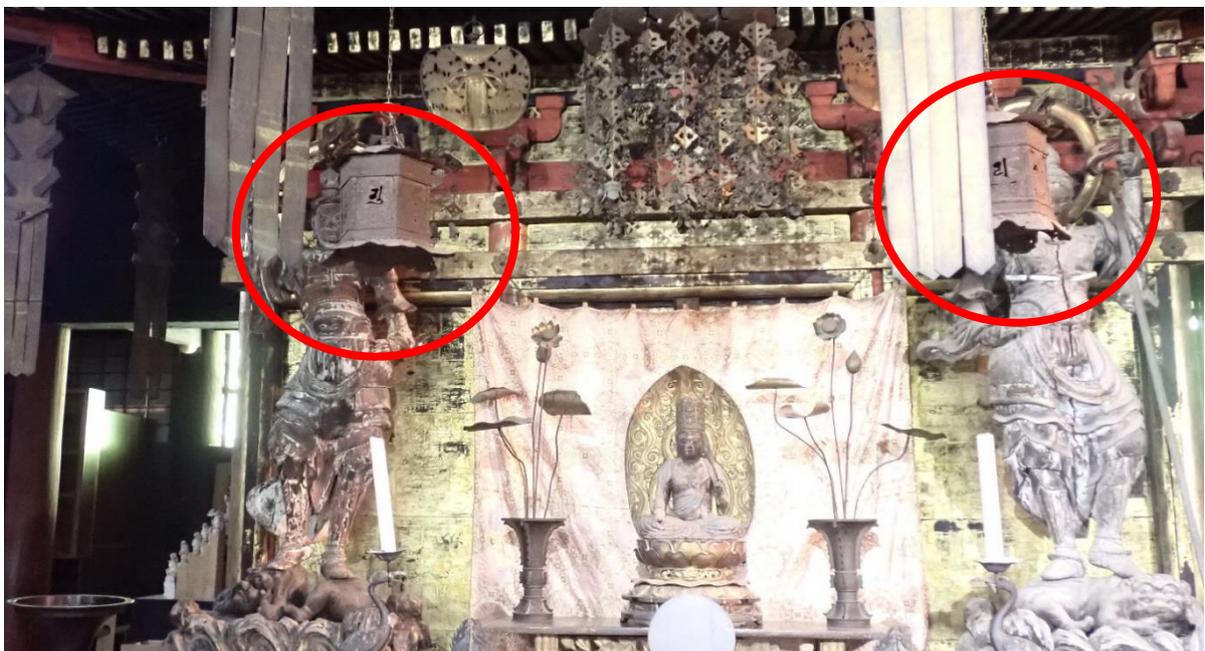
(9) 鉄製燭台 2基 市有文 平塩 熊野神社

(10) 全 1基 〃 慈恩寺 本堂

(11) 全 1基 〃 八鍬 鹿嶋神社

刀工月山作と称せられる燭台は今のところ5ヶ所に発見されている。この外西川長登寺のもの、広谷氏蔵のものである。何れにも共通なものは鉄製で竹の根を色々デザインしてあることである。ただ広谷家のものは似ているが竹では





令和4年度山形県文化財保護行政の概要

1 調査・指定

- (1) 文化財調査の実施 ⇒資料3-1へ
- (2) 文化財の指定の推進（国・県） ⇒資料3-2へ
- (3) 市町村の文化財の国指定・国登録等に向けた取組みへの支援
- (4) 国・県等の各種開発事業との調整と埋蔵文化財保護のための遺跡詳細分布調査の実施

2 修理・管理

- (1) 国・県指定文化財の保存修理に対する支援 ⇒資料3-3へ
- (2) 国、県指定文化財の維持管理への支援
- (3) 文化財管理・防災パトロールの実施及び文化財管理・防災ハンドブックの作成
- (4) 県指定文化財の保存実態調査の実施 ⇒資料3-4へ
- (5) 民俗芸能の伝承に関する取組みへの支援
 - ① 後継者不足等の課題解決に向けた県懇話会の開催
 - ② 保存会等が行う伝承活動への支援 [やまがた社会貢献基金及び民間助成制度等の活用]
- (6) カモシカの生息調査等の実施（朝日・飯豊山系地域、南奥羽山系地域）

3 活用

- (1) 「未来に伝える山形の宝」登録制度の推進 ⇒資料3-5へ
 - ① 登録及び取組みに対する支援
 - ② 文化財のポータルサイトによる情報の発信等によるPR等の啓発活動の実施
- (2) 日本遺産「出羽三山」「山寺と紅花」の協議会の運営 ⇒資料3-6へ
- (3) 埋蔵文化財の普及啓発事業（委託）
 - ① 小中学校への出前授業等の実施
 - ② 山形県発掘調査速報会の実施
 - ③ 市町村巡回展示会の実施 など
- (4) 国宝土偶「縄文の女神」の活用
- (5) 県立博物館の情報の発信
 - ① プライム企画展「女神たちの饗宴『縄文の女神』国宝指定10周年」の開催
 - ② デジタル技術を活用した魅力ある博物館展示システムの構築

4 災害対応 ⇒資料3-7へ

令和4年8月3日からの大雨に関する文化財の被害状況

5 県文化財保存活用大綱の進捗管理

大綱に掲げる基本方針に基づく取組みの進行状況を把握し、文化財保護審議会へ報告の上、評価・検証を行う。

文化財調査の実施について

1 これまでの経緯

- 令和3年3月30日 令和2年度第2回審議会
…指定候補の把握の方法として、今後、調査を実施し、地域に存在する文化財を幅広く把握することを決定した。
- 令和3年6月10日 令和3年度第1回審議会
…調査実施に向けて各分野の課題を整理した。
- 令和3年9月16日 令和3年度第2回審議会
…「調査実施に当たっての全体方針」を確認したうえで、緊急に実施すべき分野・テーマとして、①最上地域の彫刻と②山形県の民俗技術を決定した。

2 「最上地域の彫刻調査」の実施概要について

(1) 調査対象

以下の彫刻 約50件を抽出して調査する。(現在、最上地域の各市町村に確認・照会し、調査対象を精査中)

- 市町村指定文化財 約20件
 - その他(市町村から情報提供のあったもの等) 約30件
- なお、調査対象物件の選定は、調査委員会において決定する。

(2) 調査期間

令和4～6年度の3か年間で実施する。

- 令和4年度：1次調査(市町村指定文化財を中心に調査)
- 令和5年度：2次調査(その他物件を調査)
- 令和6年度：補足調査、報告書作成

(3) 調査体制

- 県文化財保護審議会委員(彫刻担当)の監督のもと、調査員2名で実施する。
- 県文化財保護審議会委員(彫刻担当)及び調査員から構成される調査委員会を設置し、必要に応じて会議を開催する。

(1) 山形県内の国・県指定文化財件数一覧（令和4年7月28日現在）

区分	国指定等文化財			県指定等文化財			合計	
指定	国宝	建造物	1	/			1	
		絵画	1				1	
		工芸品	2				2	
		古文書	1				1	
		考古資料	1				1	
		小計	6				6	
	重要文化財	重要文化財	建造物	29	有形文化財	建造物	47	76
			絵画	7		絵画	77	84
			彫刻	11		彫刻	73	84
			工芸品	30		工芸品	101	131
			書跡・典籍	4		書跡	29	33
			—	—		典籍	12	12
			古文書	7		古文書	3	10
			考古資料	6		考古資料	21	27
			歴史資料	2		歴史資料	31	33
			小計	96		小計	394	490
	重要無形文化財		1	無形文化財		3	4	
	重要有形民俗文化財		10	民俗文化財	有形民俗	7	17	
	重要無形民俗文化財		6		無形民俗	22	28	
	特別天然記念物		3	/			3	
記念物	記念物	史跡	29	記念物	史跡	31	60	
		名勝	8		名勝	2	10	
		名勝史跡	1		/		1	
		天然記念物	13		天然記念物	67	80	
		小計	51		小計	100	151	
合計		173	合計		526	699		
選定	重要文化的景観		2	文化的景観		0	2	
登録	有形文化財	建造物	189	/			189	
総合計		364	総合計		526	890		

(2) 近年指定のあった文化財

	指定区分	文化財	分野	指定日
令和2年度	国登録有形文化財	旧遠万織物（創匠庵）主屋	建造物	R2. 4. 3
	国登録有形文化財	旧遠万織物（創匠庵）前蔵	建造物	R2. 4. 3
	国登録有形文化財	旧遠万織物（創匠庵）新蔵	建造物	R2. 4. 3
	国指定重要文化財	金銅密教法具	工芸品	R2. 9. 30
	国指定重要文化財 （追加指定）	押出遺跡出土品	考古資料	R2. 9. 30
	県指定有形文化財	笹野観音堂	建造物	R2. 11. 4
	国指定史跡	山居倉庫	史跡	R3. 3. 26
令和3年度	国登録有形文化財	旧梅津歯科医院診療棟	建造物	R4. 2. 17
	国登録有形文化財	旧梅津歯科医院住居棟	建造物	R4. 2. 17
	国登録有形文化財	旧梅津歯科医院座敷蔵	建造物	R4. 2. 17
	国登録有形文化財	旧梅津歯科医院穀物蔵	建造物	R4. 2. 17
	国登録有形文化財	旧梅津歯科医院味噌蔵	建造物	R4. 2. 17
	国登録有形文化財	旧梅津歯科医院裏門及び黒板塀	建造物	R4. 2. 17
令和4年度	県指定有形文化財	銅造毘沙門天立像	彫刻	R4. 4. 5
	県指定有形文化財	三部抄	典籍	R4. 4. 5
	国指定無形文化財	一中節浄瑠璃	芸能	H11. 6. 21 ※
	国登録有形文化財	旧松岡家住宅主屋	建造物	R4. 11 頃官報 掲載予定
	国登録有形文化財	旧松岡家住宅前蔵	建造物	
	国登録有形文化財	旧松岡家住宅後の蔵	建造物	
	国登録有形文化財	旧松岡家住宅馬屋	建造物	
	国登録有形文化財	旧松岡家住宅作業小屋及び牛舎	建造物	
	国登録有形文化財	近岡家住宅主屋	建造物	

※R4 に保持者が県内に住居移転

(3) 重要無形文化財の保持者の県内転居について

①概要

重要無形文化財「一中節浄瑠璃」保持者 宇治紫文（本名：梅津ふじ）の県内転居によるもの。

②「一中節浄瑠璃」（平成 11 年 6 月 21 日指定）について

※以下、「国指定等文化財データベース」（文化庁）より

● 解説

一中節浄瑠璃は、温雅な節回しと発声による繊細な情感の語りを特色とし、芸術的に価値が高いばかりでなく、わが国音楽史上においてもきわめて重要な地位を占める技法である。

● 保持者情報

保持者の氏名	梅津ふじ
保持者の芸名・雅号等	宇治紫文
認定区分	各個認定（いわゆる人間国宝）
認定年月日	平成 11 年（1999 年）6 月 21 日

③梅津ふじ 氏について

昭和 8 年（1933 年）山形県長井市生まれ、1944 年から山田流箏曲を中田博之に師事。1958 年に 6 代目紫文に師事し 1964 年に宇治文彩の名を許される。1983 年、1985 年に芸術祭優秀賞受賞。1992 年に 7 代目紫文を襲名。1993 年に芸術作品賞受賞。1996 年に芸術選奨文部大臣賞受賞。1997 年に紫綬褒章受章。1999 年に重要無形文化財保持者（人間国宝）として各個認定される。同年 6 月、長井市名誉市民となる。

令和 4 年度文化財保存修理事業等の一覧（4 月 1 日時点）

◆市町村・法人・個人による事業

	事業者	指定区分	種 別	事業名
1	山形市	国指定	建造物	鳥居
2	宗教法人慈恩寺	国指定	建造物	本山慈恩寺本堂
3	宗教法人月山神社・出羽神社・湯殿山神社	国指定	建造物	羽黒山五重塔ほか 1 棟
4	新庄市	国指定	建造物	旧矢作家住宅
5	公益財団法人致道博物館	国指定	建造物	旧西田川郡役所
6	宗教法人上杉神社	国指定	工芸品	服飾類（伝上杉謙信・景勝所用）
7	鶴岡市	国指定	史跡	松ヶ岡開墾場
8	遊佐町	国指定	史跡	小山崎遺跡
9	山形市	国指定	史跡	山形城跡
10	寒河江市	国指定	史跡	慈恩寺旧境内
11	宗教法人熊野神社	国指定	史跡	慈恩寺旧境内
12	大江町	国指定	史跡	左沢楯山城跡
13	尾花沢市	国指定	史跡	延沢銀山遺跡
14	米沢市	国指定	史跡	上杉治憲敬師郊迎跡
15	酒田市	国指定	史跡	旧燈屋
16	宗教法人浮嶋稻荷神社	国指定	名勝	大沼の浮島
17	宗教法人金峯神社	国指定	名勝	金峯山
18	長井市	国指定	天然	草岡の大明神ザクラ
19	長井市	国選定	景観	最上川流域における長井の町場景観
20	大江町	国選定	景観	最上川の流通・往来及び左沢町場の景観
21	中山町	国指定	建造物	旧柏倉家住宅主屋ほか 7 棟
22	新庄市	国登録	建造物	登録・旧積雪地方農村経済調査所庁舎
23	高島町	国登録	建造物	登録・高島鉄道
24	酒田市	国指定	史跡	山居倉庫保存活用計画
25	山形市	国指定	天然記念物	カモシカ食害対策
26	上山市	国指定	天然記念物	カモシカ食害対策
27	寒河江市	—	埋蔵	市内遺跡
28	大江町	—	埋蔵	町内遺跡
29	大石田町	—	埋蔵	町内遺跡
30	米沢市	—	埋蔵	市内遺跡
31	米沢市	—	埋蔵	特色ある埋蔵文化財活用
32	南陽市	—	埋蔵	市内遺跡
33	長井市	—	埋蔵	市内遺跡
34	米沢市	—	美工品	上杉文書史料調査

	事業者	指定区分	種 別	事業名
35	(一財) 全国伝統建具技術保存会	—	保存技術	建具製作
36	宗教法人平塩寺	県指定	彫刻	木造阿弥陀如来坐像及び脇侍
37	上林恒平	県指定	無形文化財	上林恒平保存伝承

◆県による事業

	事業者	指定区分	種 別	事業名
1	山形県	—	埋蔵	県内遺跡
2	山形県	—	埋蔵	特色ある埋蔵文化財活用
3	山形県	国指定	天然記念物	カモシカ食害対策

県指定文化財保存実態調査について

目的・趣旨

県指定文化財の損傷状態を調査（コンディション・チェック）して「文化財カルテ」を作成し、保存の実態を正確に把握することで、客観的判断と適切な周期での修理を図るとともに、地域社会一体となった県指定文化財の保存・活用の促進に寄与することを目的とする。【令和3年度から実施】

調査内容

①基礎調査

- ・時代、形態、構造、寸法等の基礎情報を再確認する。
- ・文化財の保存環境を確認する。

②損傷状態の調査（コンディション・チェック）

- ・文化財の損傷状態を確認する。
- ・文化財の状態及び損傷箇所を撮影して記録する。

※調査の対象となる県指定文化財・・・建造物、美術工芸品、民俗文化財、天然記念物
⇒修理の実施について、緊急性・必要性の観点からS・A・B・Cで判定する。

令和4年度の実施予定

NO	分野		調査日	指定年月日	市町村	文化財名称	員数	所有者名
1	建造物		R4. 8. 18	H19. 6. 1	南陽市	熊野神社拝殿	1棟	宗教法人熊野神社
2	建造物		R4. 8. 18	S49. 4. 1	鶴岡市	旧遠藤家住宅	1棟	鶴岡市
3	建造物		R4. 9. 14	S30. 8. 1	飯豊町	天養寺観音堂	1棟	天養寺
4	美術工芸品	絵画		S35. 12. 16	山形市	絹本着色願正上人像 無款	1幅	専称寺
5	美術工芸品	絵画		S35. 12. 16	山形市	絹本着色義光夫人像 無款	1幅	専称寺
6	美術工芸品	古文書		S32. 8. 16	寒河江市	宝林坊文書	38通	宝林坊
7	美術工芸品	彫刻		H5. 7. 30	朝日町	木造薬師如来立像	1軀	朝日町新宿区
8	美術工芸品	彫刻		H22. 4. 30	大江町	木造阿弥陀如来坐像	1軀	護真寺
9	天然記念物			S30. 8. 1	米沢市	山上の大クワ		個人
10	天然記念物			S30. 8. 1	大江町	神代カヤ		個人
11	天然記念物		R4. 9. 5	S30. 8. 1	山形市	平清水のヒイラギ		個人
12	有形民俗文化財		R4. 9. 7	H10. 12. 1	鶴岡市	六所神社の獅子頭	6点	宗教法人六所神社
13	有形民俗文化財		R4. 9. 7	H10. 12. 1	鶴岡市	遠賀神社の算額		宗教法人遠賀神社
14	無形民俗文化財			S61. 8. 12	鶴岡市	山五十川歌舞伎		山五十川古典芸能保存会歌舞伎一座

(5) 「未来に伝える山形の宝」登録制度について

制度の目的・趣旨

地域にのこる有形・無形の様々な文化財を保存・活用する取組みを、「未来に伝える山形の宝」として登録・推進することで、文化財の保護を図るとともに、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域活性化や新たな交流の拡大につなげていくことを目的としています。

「未来に伝える山形の宝」とは

文化財は、指定の有無にかかわらず、先人が大切に守りのこしてくれた宝物であり、山形県民として誇れるものを、地域で守り、活用し、未来に継承していこうという思いや活動を含めたものが「未来に伝える山形の宝」です。

登録の対象

歴史・文化・自然など共通するテーマで結び付いた複数の文化財により構成されており、文化財の保存と、地域（歴史的・文化的・自然的な結びつきを有する一定のエリア）における文化財の活用が一体となった取組みを登録します。



〈要件〉

- ・地域の自然及び歴史・文化の特徴や魅力を表しているもの
- ・構成する文化財の保存・活用の考え方が示されていること
- ・構成する主な文化財が、山形県文化財保存活用大綱に掲げる文化財等の範囲の文化財又は文化的所産であること
- ・地域の活性化や交流の拡大につながる継続した取組みであり、文化財の保存と活用の好循環を生み出すことが期待できる取組みであること

令和4年度の登録

取組みの名称	団体名	構成文化財
清流鮭川がつなぐ4つの神社と鮭川歌舞伎	鮭川歌舞伎保存会	・鮭川歌舞伎 ・京塚愛宕神社 ・石名坂愛宕神社 ・上大淵住吉観音 ・川口八幡神社
世界に誇る蔵王の樹氷と自然景観を未来へ	蔵王温泉観光協会	・オオシラビソ（アオモリトドマツ）群生林 ・観松平（キタゴヨウマツ群生林） ・いろは沼

「出羽三山生まれかわりの旅」の日本遺産の認定継続について

日本遺産「出羽三山 生まれかわりの旅」については、平成 28 年度の認定から 6 年が経過したことから、認定継続制度に基づき、新たな計画（計画期間：令和 4 年度～令和 6 年度）に係る文化庁の審査を受けていたところ、令和 4 年 7 月 29 日に重点支援地域として認定継続が決定しました。

重点支援地域に選定されたのは、今回審査対象となった全国 19 地域のうち、出羽三山を含む 3 地域のみとなっております。

記

1 日本遺産「出羽三山生まれかわりの旅」

- (1) タイトル：自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』
～樹齢 300 年を超える杉並木につつまれた 2,446 段の石段から始まる出羽三山～
- (2) 申請者：代表自治体 山形県（鶴岡市、西川町、庄内町）

2 日本遺産の認定継続制度（令和 3 年度から開始）

認定後 6 年を経た地域が対象となり、これまでの計画の実績報告に基づく総括評価と今後 3 年間の新たな「地域活性化計画」を元に文化庁の有識者委員会が認定継続を審査するもの。今年度は平成 28 年度に認定を受けた全国 19 地域が審査対象となった。

3 「出羽三山生まれかわりの旅」が認定継続となった評価理由

「精神文化」をいかした観光という方向性の明確化、ビジョン実現のための具体的な施策の方向性が示されている点が評価できる。

4 重点支援地域

上記 2 の認定継続制度に伴い設けられた制度。審査により認定継続となった地域のうち、特にポテンシャルが高く他のモデルとなる地域として、文化庁が重点的に支援するもの。

5 今回の審査における全国 19 地域の認定状況（別紙のとおり）

- (1) 認定継続 16 地域（出羽三山を含む）
うち 重点支援地域 3 地域（出羽三山を含む）
- (2) 再審査 3 地域 ※年内を目途に再審査結果を公表

平成28年度認定日本遺産総括評価・継続審査 結果一覧

	番号	県名	申請者 (◎印は代表自治体)	ストーリー
重点支援地域	2	山形県	◎山形県 (鶴岡市、西川町、庄内町)	自然と信仰が息づく『生まれかわりの旅』～樹齢300年を超える杉並木につつまれた2,446段の石段から始まる出羽三山～
	9	石川県	小松市	『珠玉と歩む物語』小松 ～時の流れの中で磨き上げた石の文化～
	16	島根県	雲南市、◎安来市、奥出雲町	出雲國たたら風土記 ～鉄づくり千年が生んだ物語～
認定地域	1	宮城県	◎宮城県 (仙台市、塩竈市、多賀城市、松島町)	政宗が育んだ“伊達”な文化
	3	福島県	◎会津若松市、喜多方市、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、会津美里町、三島町、金山町、昭和村	会津の三十三観音めぐり～巡礼を通して観た往時の会津の文化～
	4	福島県	◎郡山市、猪苗代町	未来を拓いた「一本の水路」-大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代-
	5	千葉県	◎千葉県 (佐倉市、成田市、香取市、銚子市)	「北総四都市江戸紀行・江戸を感じる北総の町並み」-佐倉・成田・佐原・銚子:百万都市江戸を支えた江戸近郊の四つの代表的町並み群-
	6	神奈川県	伊勢原市	江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～
	10	長野県、岐阜県	長野県(◎南木曾町、大桑村、上松町、木曾町、木祖村、王滝村、塩尻市)、岐阜県(中津川市)	木曾路はすべて山の中～山を守り 山に生きる～
	11	岐阜県	高山市	飛騨匠の技・こころ 一木とともに、今に引き継ぐ1300年-
	12	兵庫県	◎淡路市、洲本市、南あわじ市	『古事記』の冒頭を飾る「国生みの島・淡路」～古代国家を支えた海人の営み～
	14	和歌山県	◎和歌山県 (新宮市、那智勝浦町、太地町、串本町)	鯨とともに生きる
	15	鳥取県	◎大山町、伯耆町、江府町、米子市	地蔵信仰が育んだ日本最大の大山牛馬市
	17	神奈川県・広島県・長崎県・京都府	横須賀市(神奈川県)、◎呉市(広島県)、佐世保市(長崎県)、舞鶴市(京都府)	鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～
	18	愛媛県・広島県	◎今治市(愛媛県)、尾道市(広島県)	“日本最大の海賊”の本拠地:芸予諸島-よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶-
	19	佐賀県・長崎県	◎佐賀県 (唐津市、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町)長崎県 (佐世保市、平戸市、波佐見町)	日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～
再審査	7	神奈川県	鎌倉市	「いざ、鎌倉」～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～
	8	新潟県	新潟市、◎三条市、長岡市、十日町市、津南町	「なんだ、コレは！」 信濃川流域の火焰型土器と雪国の文化
	13	奈良県	◎吉野町、下市町、黒滝村、天川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	森に生まれ、森を育んだ人々の暮らしとところ～美林連なる造林発祥の地“吉野”～

各市町村文化財行政主幹課長 殿

山形県観光文化スポーツ部文化財活用課長

令和 4 年 8 月 3 日大雨に伴う文化財の保全について（通知）

本県の文化財保護行政の推進につきまして、平素より御協力賜り、御礼申し上げます。また、今回の大雨での甚大な被害に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、御対応について敬意を表します。

今回の大雨に伴う浸水被害は広域に亘っており、今後の復旧の過程において、被災した民家や寺社等の建物から文化財※が発見されることが予想されます。水や泥による汚れや損傷を受けている文化財は、その価値の判断がつかず、がれきや災害ゴミの撤去とともに廃棄・売却されてしまう恐れがあります。しかしながら、適切な処置を施すことによって修復が可能な場合もございます。また、貴市町村における対応が困難な場合は、別添の通り山形文化遺産防災ネットワーク（山形ネット）の協力が得られますので、こうした支援も活用いただきながら、貴重な文化財の保全について、御配慮いただきますようお願い申し上げます。

県としましては、令和 3 年度に山形県文化財保存活用大綱を策定し、地域の歴史や文化を伝える文化財は未来に伝える「地域の宝」として確実に次世代へ継承していく必要があると考えております。指定・未指定に関わらず、今回の大雨で被害を受けた文化財が失われないよう、御協力をお願い申し上げます。

※未指定の古文書や古美術品、考古資料、写真、ビデオテープ、民具、民俗資料、等の地域の歴史を伝える広義の「文化財」です。

【担当】

山形県観光文化スポーツ部文化財活用課

課長補佐 山川 和之

主査 高橋 勇太

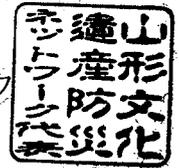
TEL:023-630-2881 FAX:023-624-9908

Email:takahashiyuta2@pref.yamagata.jp

令和4年8月4日

山形県内豪雨災害被災市町村文化財行政所管課長 殿

山形文化遺産防災ネットワーク
代表 佐藤 琴



令和4年8月3日豪雨に伴う歴史資料・文化財の保全について（呼びかけ）

この度の豪雨災害につきましては、心よりお見舞い申し上げます。貴職におかれましては災害対応への御尽力に心より敬意を表します。

山形文化遺産防災ネットワーク（以下、山形ネット）は、県内の大学、研究機関、博物館、市民や研究者等と連携し、被災した歴史資料※・文化財を救出し、保全するための技術的相談や作業の実施、物資の提供などを行う民間のボランティア団体です。平成20年の中越沖地震以降、全国で発生した災害に対応し活動してまいりました。

この度の豪雨災害を受け、山形ネットでは、未指定の歴史資料・文化財の保全のための呼びかけを、報道機関やボランティアセンター、歴史資料所有者等に向けて行っているところです。今後は被災の実態に応じて、保全活動の実施や相談受付等を行うことを予定しております。

つきましては、貴市町村におかれましても、「被災を把握しながら対応できていない」、「被災者の方からの御相談に対応しきれない」などの状況が生じておりましたら、御遠慮なく下記連絡先まで御一報ください。可能な限りのお手伝いをさせていただきます。

併せて、被災者・ボランティアの方々への周知につきまして、ご配慮賜りますようお願いいたします。

災害からの復旧、地域の復興に、「地域の宝」である歴史資料・文化財は不可欠な存在です。ひとつでも多くの歴史資料・文化財を守り、次の時代へとつなぐため、山形ネットは全国の官民の文化財防災ネットワークと共に取り組んでまいりますので、皆様の御指導、御協力の程よろしくお願いいたします。

※歴史資料とは、古文書や古い本、昔の記録（手紙や日記）・写真・絵、古い襖や屏風、自治会等の団体・企業の記録など、地域の歴史を伝えるかけがえのない財産のことです。

【これまでの活動実績】

- 倒壊家屋の撤去と同時の資料の保全（2008年中越沖地震）
- 土砂崩れにより被災した歴史的資料所有者への情報提供（2011年新潟福島豪雨）
- 水害（津波）で水濡れした資料の保全（2011年東日本大震災、2015年南陽市水害）

【連絡先】山形文化遺産防災ネットワーク事務局

TEL： 090-6221-1295（高橋）

Email： yamagata.bunka.net@gmail.com

公式HP： <https://yamagatabunkanet.wixsite.com/index>

県立博物館の概要

本館・教育資料館・自然学習園からなり、地学、植物、動物、考古、歴史、民俗、教育の7部門の総合博物館

◆本館

- ・昭和46年4月 開館
- ・県の明治百年記念事業として建設
- ・本館は、理工・美術部門を除く総合博物館として、山形県の自然・文化の流れを展示

◆教育資料館(分館)

- ・昭和55年10月 開館
- ・国指定重要文化財である旧山形県師範学校本館を解体復元教学102周年を記念して開館
- ・教育資料館には、“教育県山形”の教育のあゆみを展示

◆附属自然学習園(琵琶沼)

- ・昭和51年4月 開設
- ・貴重な湿原と動物、植物の保存、活用をはかり、自然を愛する心を育てるために開設
- ・自然学習園は、白鷹山中腹にある琵琶沼とそのまわりの山林で、県民の森の一部になっている。県指定天然記念物

県立博物館を取り巻く現状

1. 施設の老朽化

- ◆ 令和4年4月で開館51年となり、空調設備、電気設備、配管、火災報知器の老朽化など施設・設備面で多くの課題を抱えている。

2. 豊富な収蔵品と収蔵スペースの不足

- ◆ 県立博物館が有する資料数は約305,000点と東北では最多クラスの資料を有している。一方で、保存する収蔵スペースが狭く、全ての資料を収蔵できない状況にあるため、外部の会議室等を借りて対応している。

3. 現在地からの撤去

- ◆ 山形市による霞城公園の保存整備に伴う「山形城跡保存管理計画」の合意により、現在地からの移転が必要である。
- ◆ 移転時期は「近年中に移転することは困難であるため、代替施設完成時に移転を行うものとする」とされ、具体的な年次は示されていない。

移転整備の検討にあたっての留意事項

1. ニーズの多様化への対応

来館者のニーズの多様化に伴い、博物館には「保存・収集」、「調査研究」、「展示」、「教育・普及」などの本来の機能に加え、観光、地域振興など幅広い役割が求められている。

2. 開館までに要する期間

他県の事例などから、基本構想段階から開館まで、一般的に10年程度を想定。それを見据えた検討が必要。

今後の指定等の在り方について

令和 3 年 3 月 30 日
山形県文化財保護審議会決定

(1) 指定候補の把握の方法

以下の見直しの方向性に従って、①及び②の方法によって指定候補を把握する。
※よって、従来のランク制度は廃止する。

【見直しの方向性】

- 県内全域の文化財を幅広く調査することで、適切に指定候補を把握する。
- 分野や地域性に配慮した指定を行うことで、本県の文化財保護を推進する。

① 文化財調査に基づいた指定候補の把握の方法

地域に残る文化財（国及び県による指定等によって保護措置が図られていない文化財が対象）を調査し、分野や地域性に配慮しながら計画的に指定候補を把握する。調査によって価値が明らかになった文化財については、指定基準に則り指定する。

② 文化財調査以外による指定候補の把握の方法

学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって価値が十分に認められた文化財については、従来通り各分野の担当委員からの提案をもとに、指定基準に則り指定する。

(2) 県指定文化財の整理の方法

県指定文化財に関して、学術研究の進展や修理等による新たな事実の判明などによって明らかになった情報を反映させることで適切に価値を評価する。

◆整理内容

名称の変更	文化財名称を変更するもの。
員数の変更	文化財の員数を変更するもの。
統 合	複数の文化財を一つの文化財に統合するもの。
分 割	一つの文化財を複数の文化財に分割するもの。
種別の変更	指定種別を他の種別へ変更するもの。
追加指定	すでに指定されている文化財に対して、市町村指定または未指定の文化財を追加して、指定するもの。

◆進め方

- 事務局及び各担当委員による協議のもと、調査を進め、上記整理を積極的に進める。
- 整理を行った指定文化財については、各年度第 1 回または第 3 回審議会において、事務局から提案し、適切に変更等の措置を講じる。

◆山形県文化財保護審議会の 1 年間の流れ

時 期	内 容
前年まで	～文化財調査の実施（指定候補の把握）～
4～5月	◇事務局＝今年度の指定候補の確認
5月	第 1 回山形県文化財保護審議会の開催
	【予定議題】 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財調査の進捗状況について ・今年度の指定候補について ・<u>県指定文化財の解除について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の整理について</u> ・県文化財保護行政に関する意見交換
6～9月	指定調査（担当委員及び事務局担当者）
10月	第 2 回山形県文化財保護審議会の開催
	【予定議題】 <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の指定候補の確認 ※原則として、現物を確認する。
11～12月	調書作成（担当委員及び事務局担当者）
1月	◇事務局＝諮問の事務手続き等
2月	第 3 回山形県文化財保護審議会の開催
	【予定議題】 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県指定文化財の指定について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の指定解除について（諮問・答申事項）</u> ・<u>県指定文化財の整理について</u> ・県文化財保護行政に関する意見交換
3月	◇事務局＝指定等の事務手続き